

8 2021 (令和3年)



## FP NEWS

TAX & ASSET  
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 吉田 聰

〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-7-22  
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

百合

### ◆ 8月の税務と労務

- 国 税／7月分源泉所得税の納付 8月10日  
国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
8月31日  
国 税／12月決算法人の中間申告 8月31日  
国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間  
申告(年3回の場合) 8月31日  
国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日  
地方税／個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

- 地方税／個人住民税第2期分の納付

市町村の条例で定める日

8月

(葉月) AUGUST

8日・山の日 9日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.



**電子納税証明書の印刷利用が可能に** e-Taxで取得した電子納税証明書を紙に印刷し  
たものは、これまで納税証明書として利用できませんでしたが、7月から電子納税証明  
書をPDFデータで受け取ることが可能となり、印刷したものを利用できるようになります。  
これに伴い、証明書は偽造防止技術を施した新デザインに変更されています。

# 会社における自然災害と税



その他書類の提出又は納付等の期限までに、これらの行為をすることができないと認められる場合には、災害等がやんだ日から二ヶ月以内に限り、申告期限などが延長されます。

## 二 災害等による納税の猶予

会社が災害等により、次のような状況に陥ったときには、法人税などについて納税の猶予を受けることができます。

### (1) 損失を受けた場合の猶予

会社が災害等により全積極財産の概ね二〇%以上の損失を受けた場合で、納税の猶予が受けられる国税は、その損失を受けた日以後一年以内に納付すべきものになります。

### (2) 納付が困難な場合の猶予

災害等により、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。

## 三 新型コロナによる特例猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難になつた会社

などに対し、令和二年二月一日から三年二月一日までに納期限が到来する国税について、原則として一年間、納税が猶予される特例がありました。

ただし、適用期間は既に経過しているため、令和三年二月二日以後の納期限到来分からは、感染症の影響により納税が困難になつた会社等は、前記(1)・(2)に該当することにより、それぞれの納税猶予が受けられます。

## 四 被災した会社に対する法人税の取扱い

### (1) 減失・損壊した資産等

会社が所有する商品や原材料等の棚卸資産・店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失、損壊した資産の取壊し又は除去のための費用及び土砂その他の障害物の除去のための費用は損金の額に算入されます。

### (2) 資産の評価損

会社が所有する棚卸資産・固定資産又は一定の繰延資産が災害により著しい損傷が生じたことを下回ることとなつた場合には、



帳簿価額と時価との差額について、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます。

(3) 復旧のために支出する費用  
会社が災害等により被害を受けた固定資産（被害を受けたことにより評価損を計上したもの）を除き、以下「被災資産」といいます)について、支出する原状を回復するための費用は、修繕費となります。

また、被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事・排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費で経理をしているときは、この処理が認められます。

## 一 災害等による期限の延長

会社が災害等により、国税に関する法律に基づく申告・申請

#### (4) 災害損失特別勘定の設定等

会社が、災害等のあった日の属する事業年度において、災害等により被害を受けた棚卸資産・固定資産等の修繕等のために、災害のあつた日から一年以内に支出する費用の適正な見積額として繰入限度額以下の金額を、損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れたときは、その金額がその事業年度の損金の額に算入されます。

ただし、災害のあつた日から一年を経過する日の属する事業年度において、災害損失特別勘定の残額がある場合には、その残額を取り崩して益金の額に入する必要があります。

(5) 災害による損失金の繰越し及び繰戻し還付

会社が所有する棚卸資産・固定資産等について災害等により生じた損失に係る災害損失欠損金額がある場合には、その損失の発生した事業年度が青色申告書を提出できない事業年度であつても、その災害損失欠損金額は、その事業年度から一〇年間にわたって繰り越して控除されます。

(1) 仮設住宅の設置費用

会社が、被災した従業員等の仮設住宅の設置等に伴う資材・組立て等のために支出した金額は、その事業年度の損金の額に算入されます。

(2) 従業員等への災害見舞金

会社が、被害を受けた従業員等やその親族等に対し一定の基準に従つて支給する災害見舞金に要した費用は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

(3) 取引先に対する災害見舞金

会社が、被災前の取引関係の維持・回復を目的に、取引先に對して支出した災害見舞金等に該当する費用は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

また、会社が、災害等のあつた日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害損失欠損金額に対応する法人税額について、繰り戻して還付を請求することができます。

#### 五 被災した従業員・取引先等への支援に対する法人税の取扱い

(4) 被災者への自社製品等の提供

会社が、不特定多数の被災者を支援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として、損金の額に算入されます。

#### 六 被災した会社に対する消費税の取扱い

(1) 課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合

会社が災害等により、その課税期間開始前に「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出できなかつた場合には、所轄税務署長の承認を受けることで、その課税期間前にこれらの届出書を提出したものとみなされます。

#### 七 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し

会社の自然災害等に対する事前対策強化に向けた設備投資を支援する中小企業防災・減災投資促進税制について、令和三年度税制改正で見直しが行われ、適用期限が令和五年三月末まで延長されました。

同税制は、中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた事業継続力強化計画等に記載された対象資産を事業の用に供した場合には、特別償却を受けることができます。

改正では、対象資産に新型コロナウイルス感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ、無停電電源装置などが追加された一方、火災報知器やスプリンクラー、消火設備、防火シャッターなどが対象外となりました。

# 暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴い、「緊急事態宣言」が発出されるとともに、「まん延防止等重点措置」が出され、移動の自粛要請等による国民生活や社会経済への甚大な影響が続いており、企業・事業者の経営を圧迫しています。

政府では、企業向け及び労働者向けの各種給付金や支援金の申請期限を延長するなどの支援措置を継続しているほか、令和3年度税制改正法では、“ウイズコロナ・ポストコロナの経済再生”に向けた経済構造の転換・好循環を図るため、あらゆる分野において税制の特例措置が創設・拡充されており、企業関係では多くの設備投資減税が盛り込まれています。

労務関係では、昨年、大企業で始まったパートタイム・有期雇用労働法における「同一労働同一賃金」が今年4月から全面施行となり、中小企業でも正社員と非正規社員の間で基本給や賞与、手当、福利厚生といった待遇での不合理な格差を設けることの禁止や、労働者への待遇に関する説明義務の強化などがスタートしました。企業としては新型コロナ感染症対策とともに、社内規定の整備等を行い対応していきたいところです。

皆様方のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

## 職務に必要な技術等の習得費用

企業が、役員や使用人に対して仕事に関する技術や知識を習得させるための費用を支給する場合、①次の3つのいずれかの要件を満たし、②その費用が職務に直接必要で適正な金額であれば、給与として課税しなくても差し支えありません。

- ・技術や知識を習得させるための費用
- ・免許や資格を取得させるための研修会や講習会などの出席費用
- ・直接必要な分野の講義を大学などで受けさせるための費用

一方、学校の授業料等の学資金を支給する場合は、原則、全て課税となります。ただし、使用人本人の高校までの学資金でその修学費用として適正なものは、役員又は使用者である個人の親族のみを対象とする場合を除き課税しなくとも差し支えありません。したがって、大学や高専、専修学校及び各種学校の学資金を支給する場合には、上記の①及び②の要件等に該当するものを除いて、給与として課税されます。

## 法人成りに伴う一括償却資産の必要経費算入

Q

A 個人事業を法人成りります。一括償却資産を法人に引き継ぎますが、前年までに必要経費に算入されていない金額はどうになりますか。一度、一括償却資産としたものは、譲渡等があつても三年間にわたり均等償却を続けることになります。一方、相続があつた場合は、その取得価額のうち必要経費に

算入されていない部分は、原則、死亡日の属する年分の必要経費に算入し、例外的に死亡日の属する年の翌年以後の各年分に対応する部分は業務を承継した者の必要経費に算入できます。したがつて、法人成りの場合は、事業が廃止され、その事業を承継する人もないので、全て廃業した日の属する年分の必

要経費に算入するのが相当です。

# 育児・介護休業法改正による 家族のための休暇制度 (子の看護休暇・介護休暇)



育児・介護休業法では、負傷したり病気にかかった子の世話をする労働者に対し与えられる休暇として「子の看護休暇」、要介護状態にある家族の介護をする労働者に対し与えられる休暇として「介護休暇」が定められていますが、令和三年一月一日に同法施行規則(以下、「則」)等が改正され、これらの休暇を柔軟に取得することができる(時間単位取得)ようになります。働き方改革が進む中で、経営者として知つておきたい改正ですので、制度の概要と改正点を見ていきます。

## 一 制度概要

- ・ 「子の看護休暇」と「介護休暇」は、育児・介護休業法により定められた制度で、概要是、以下のとおりです。
- ・ 年月日 看護休暇を取得する年月日
- ・ 申出に係る子の氏名及び生年月日
- ・ 労働者の氏名

※ 「一年度」とは、事業主が特に定めをしない場合には、毎年四月一日から翌年三月三十日となります(介護休暇も同様)。

## 二 申出

労働者は、事業主に申し出ることにより、一年度に五日(小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合は、一〇日)を限度として、子の看護休暇を取得することができます。

## 三 申出

労働者は、事業主に申し出ることにより、一年度に五日(小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合は、一〇日)を限度として、子の看護休暇を取得することができます。

## 二 介護休暇

- ・ 要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、一年度に五日(その介護、世話を

場合には、看護休暇の開始及び終了の年月日時)を限度として、介護休暇を取得することができます。申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実、又は疾病の予防を図るために必要な世話をを行う旨を事業主に伝えて取得します。

## 二 申出

※ 育児・介護休業法の「育児休業」は育児休業開始の一ヶ月前に申し出ることとされても、申出の期限が定められていません。看護休暇の利用は緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は事後としても差し支えないこととする必要があります。

## 三 貨金

法律では、休暇を与えることを義務づけているのみであり、休暇中の賃金の有給・無給は自由に定めることができます。

## 四 申出

※ 子の看護休暇と同様に、申出は書面の提出に限定されおらず、口頭での申出も可能です。

## 五 申出

また、当日の電話等の申出でも取得を認め、書面の提出等を求める場合は事後となつても差し支えないこととすることが必要です。

## 三 貨金

子の看護休暇と同様に、休暇中の賃金の有給・無給は自由に定めることができます。

## 二 改正点

### 1 取得単位

#### (一) 時間単位の取得

これまで、「一日単位」又は「半日単位」での取得でした  
が、今回の改正により令和三年一月より「時間単位」で取得できるようになりました。

「時間」とは、一時間の整数倍の時間をいい、労働者の希望する時間数をいい、労働者の希望する時間数で取得できるようになります。したがって、二時間単位での看護・介護休暇の取得のみ認め、一時間単位での取得を認めないこととするような取扱いはできません。

(二) 所定労働時間に一時間に満たない端数があるときの扱い

一日の所定労働時間数が「七時間三〇分」のように、一時間に満たない端数がある事業所の場合は、「三〇分」の端数を切り上げて、八時間分の休暇を取得したときに「一日分」を取得した扱いとなります。

(三) 日または労働者により所定労働時間が異なる場合の扱い

異なる労働者が混在している場合は、何時間分の時間単位の子の看護休暇・介護休暇で「一日分」の休暇となるかは、全社一律ではなく、労働者ごとに決まります。例えば、一日の所定労働時間数が七時間の労働者は、七時間分の休暇で「一日分」の休暇となります。

従来、一日の所定労働時間数が四時間以下の労働者は、半日単位での子の看護休暇・介護休暇の取得ができませんでしたが、改訂後は、時間単位での取得ができます。

なお、「業務の性質や実施体制に照らし一日未満の単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者

として労使協定を締結した場合

は、事業主は、該当労働者から

の時間単位での取得の申出を拒むことが可能です。

子の看護休暇・介護休暇の制

度を変更するときは、就業規則の変更も併せて行いましょう(常

時使用する労働者が一〇人以上

の場合は、作成および労働基準監督署への届出を要します)。

ここでは、「子の看護休暇」の規定例を掲げていますが、介護休暇についても定めておく必要があります。

### 第〇条

#### 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する

従業員(日雇従業員を除く)は、負傷し、又は疾

病にかかる当該子の世

話をするために、または

当該子に予防接種や健康

診断を受けさせるために、

就業規則第〇条に規定す

る年次有給休暇とは別

に、当該子が一人の場合

は一年間につき五日、二

人以上の場合は一年間に

つき一〇日を限度とし

て、子の看護休暇を取得

することができます。この

場合の一年間とは、四月

一日から翌年三月三十一

日までの期間とする。

### 三 就業規則の規定

時間単位の休暇は、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続する時間単位での子の看護・介護休暇の取得を可能とすることが求められています。なお、事業主が講ずべき措置に関する指針では、看護や介護労働者の勤務状況等に柔軟に対応

するため、いわゆる「中抜け」による時間単位での取得を認めなど、制度の彈力的な利用が可能となるよう配慮することとされています(「中抜け」の導入は義務ではありません)。

2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続して取得することができる。

## 中途採用比率の公表

労働施策総合推進法の改正により、令和3年4月1日から、常用労働者数301人以上の企業においては、求職者が容易に閲覧できるかたちで正規雇用労働者の中途採用比率を公表することが義務づけられました。

この制度は、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的として設けられたものです。

### 1 公表内容

直近の3事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率（中途採用者／正規雇用労働者×100で算出、小数点以下第1位を四捨五入）を公表します。対象となる「正規雇用労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条の「通常の労働者」をいい、その労働者の雇用形態、

賃金体系等（例・労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものですが、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格の有無）を総合的に勘案し判断します。

契約社員として契約後、正規雇用労働者に転換した場合などは、正規雇用労働者に転換した事業年度における中途採用として取り扱います。

なお、公表対象となる年度内に採用し、勤務を開始した者については、公表時点での退職済みであっても、中途採用比率の計算に含めます。

### 2 公表方法

公表は、おおむね年に1回、公表日を明らかにして、インターネットの利用その他の方法（事業所への掲示や書類の備え付け等、求職者等が容易に閲覧できる方法）により行います。

自社のホームページがない場合は、厚生労働省が開設する職場情報総合サイト「しょくばらぼ」を利用することもできます。

## ワクチン接種による健康被害

労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合の労災保険給付の取り扱いについてみていきます（厚生労働省Q & Aより）。

ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受けることによって健康被害が生じたとしても、労災保険給付の対象とはなりません。ただし、医療従事者等に係るワクチン接種による健康被害は、労災保険給付の対象とされます。

医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められるためです。なお、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。

### 新たな履歴書の様式例

厚生労働省において、これまで公正な採用選考を確保する観点から、一般財団法人日本規格協会が示すJIS規格の履歴書の様式例の使用が推奨されています。いままで、JIS規格の履歴書の様式例が削除されたことから、令和3年に新たな様式例が定められました。従来との相違点は次のとおりです。

個別の企業において判断することができます。東力はなく、当該様式の使用は

① 性別欄は「男・女」の選択ではなく任意記載欄に変更。  
② 「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の各項目は設けないことにした。

# エコチル調査



## エコチル調査とは

環境省では、2011年より「子どもの健康と環境に関する全国調査」を実施しています。この調査のことを「エコロジー」と「チルドレン」を組み合わせて「エコチル調査」と呼びます。

エコチル調査は、赤ちゃんがお母さんのおなかの中にいるときから13歳になるまで定期的に健康状態を確認することで、環境要因が子どもの成長・発達に与える影響を明らかにし、子どもたちが健やかに成長でき、安心して子育てができる環境を実現するために実施されています。

近年、人々を取り巻く環境は大きく変化し、環境汚染が人々の健康に悪影響を及ぼしている可能性が懸念されています。特に子どもたちの間では、ぜんそくやアトピー性皮膚炎など、生活環境の中にある物質が原因とされる疫病が増加し、その多くは環境の中の物質や運動・食事などの生活習慣、遺伝的な性質などが関係していると言われています。そこで、環境要因が子どもたちの健全な成長・発達に与える影響を明らかにすることは重要であることから、エコチル調査が実施されることになりました。

## 調査の方法・種類

エコチル調査は、環境省

が企画・立案を、国立環境研究所が取りまとめを、国立成育医療センターが医療面のサポートを行い、調査が行われている地域に設置されたユニットセンターと共に実施されています。

調査には、参加者全員を対象とする「全体調査」と、一部の人を対象にして行う「詳細調査」、ユニットセンターが独自の計画・予算で行う「追加調査」があります。詳細調査では、参加者の家庭を訪問して生活環境中の化学物質やハウスダストを調査したり、小児科医が直接診察をしたりします。追加調査については、ユニットセンター独自のものですが、事前に環境省の承認を受けて実施されています。

## 全体調査

環境リスクが健康に与える影響については、従来から動物実験などによって進められてきました。ただ、動物と人間とでは形態学的・生理学的に大きな違いがあり、動物実験の結果だけでは不十分です。そこでエコチル調査は、実際に人間の集団を観察する疫学調査によって行われています。

全国の15地域から10万組の子どもとその両親に参加登録をしてもらい、質問票による調査や、血液・尿・母乳などの生体試料を採取して化学物質などの測定を行います。それらのデータ

を解析することで、子どもの成長・発達に影響を与える環境要因を解明することを目指しています。

調査は、2011年から2027年までを予定しており、参加者を募集する3年間のリクルート期間と13年間の追跡期間が設定されています。また、2027年以降も5年間は収集したデータの解析を行うこととしています。

## 調査結果

調査によって収集されたデータは解析が行われ、環境省のホームページなどを通じて開示されています。また様々な学術雑誌にも、各ユニットセンターに所属する研究者によって、論文が投稿されています。

環境省のホームページには、2014年11月末時点の回答に基づくデータクリーニング前の暫定的な結果として、子どもたちの健康状態や育児環境、子育て家庭の生活実態について掲載されています。例えばアレルギーと食品の食べ始めについての調査では、コメは9カ月になるまでに99%の母親が子どもに食べさせ始めていますが、牛乳・乳製品では54%、鶏卵を含む食品では46%と、アレルギーの原因とされる食品については食べ始めを遅らせる傾向にあることがわかりました。

## 生活の中にある色

私たちの身の回りには、様々な色が使われています。そして使われている色によって、人はいろいろなイメージを持ちます。

例えば激辛商品のパッケージが赤や黒でデザインされると、その商品はいかにも辛そうな印象を受けます。逆にイチゴの香りをする商品の色が紫色だった場合、多くの人が違和感を覚えます。このように、私たちは生活の様々な場面で、意識する、しないに関わらず色の影響を受けています。

### 色を認識する

人は、目に入るすべての物の色を見分けていますが、実は物自体には色はついていません。物に当たって反射した光が目に入ると、電気信号に変換されて脳に送られ、脳がその電気信号を認識することで物の色が見えることになります。

色の正体が光であることを最初に発見したのは、ニュートンです。その後、マックスウェルの電磁波論とアインシュタインの光量子仮説によって、色は光で光は電磁波であることが立証されました。電磁波のうち赤外線と紫外線の間にある約380nm～780nmが「可視光線」と呼ばれ、人間が色を認識できる領域です。なお、色を認識できる領域は動物によって違っています。

色には、混ぜることで作ることができる色（混色）と混ぜても作れない色（三



原色)があります。混色には、混ぜると明るくなる加法混色と、逆に暗くなる減法混色があり、加法混色の三原色は「赤・緑・青」で、減法混色の三原色は「シアン(青緑)・マゼンタ(赤紫)・イエロー」です。

### 色彩心理学

色が人に与える影響について研究する分野を、色彩心理学といいます。

色の研究は、紀元前4世紀ごろに始まったと言われています。19世紀には精神物理学や感覚生理学が成立し、人間の感覚の研究が始まりました。20世紀には、色が経済活動や生活に与える影響、色の活用方法など、より実践に近い研究がされるようになりました。「色彩心理」というと色の好みによる性格診断を思い浮かべる方も多いと思いますが、これはアメリカの色彩学者であるビレンがこの頃に発表しています。

色のイメージは、①人類が昔からの体験で得た色の情報、②その情報を基にして地域や文化で記号化されたもの、③個人の色の体験

の3つの要素が関わってきます。そのため、例えば青でも「知的・誠実」と「冷たい・孤独」というように、全く異なるイメージを持たれる場合があります。1つの色に対して異なるイメージを持たれることを理解することが、色を活用するポイントです。

### 色の効果

身の回りには、色の効果を利用したものが多くあります。

例えば、青色は人の精神を落ち着かせる働きがあり、犯罪防止や自殺を防ぐ効果があると言われています。2005年に奈良県警が、市内的一部の街灯を青色の光に変えたところ、犯罪率が減少したという結果が得られ、その後全国の自治体で青い光の防犯灯が広まりました。

また京浜急行では、ホーム端のライトを青に変えたところ、自殺件数が減りました。さらに青色のような寒色系の色は、時間が早く流れているように感じさせる効果があります。このことを利用して、工場のラインなど長時間の単純作業を行う場所では、寒色系の内装になっているところが多いようです。

一方、赤色のような暖色系の色には、人を興奮させる作用があります。最も印象が強く目立つ色なので、人気商品のパッケージに多く使われています。胃腸の働きを活発にさせ料理を美味しく感じさせる効果もあるようです。

## 献血

病気の治療や手術などに、たくさんの輸血が必要なことがあります。そのために健健康な人が自らの血を無償で提供するボランティアが、献血です。輸血に使用する血液は、人工的に造ることができません。また献血によって集められた血液を、長期保存することもできません。そのため、1日当たり約1万3,000人の協力が必要なのですが、少子高齢化の影響で、献血に協力できる若い世代が減少し、輸血を必要とする高齢者が増加していることが、喫緊の課題です。

献血は、受付後に健康状態についての質問的回答、問診・血压・体温測定を行い、ヘモグロビン濃度測定と血液型事前検査を行ってから、採血を行うという流れになっています。献血には「全血献血」と「成分献血」があります。

全血献血は血液中のすべての成分を献血

することで、400ml献血と200ml献血があります。成分献血は血小板や血漿といった特定の成分だけを採血し、赤血球は再び体内に戻す方法です。全血献血は10～15分程度、成分献血は40～90分程度かかります。献血後は十分な水分補給と休憩が必要です。当日は、エレベーターや階段の使用には特に注意をし、激しいスポーツは避けましょう。献血後に失神や転倒するケースもありますので、身体の調子がおかしいと感じたら、すぐにしゃがむか横になり、それでも回復しない場合は助けを求めるましょう。

献血は、当日の体調が悪い人や服薬中の人が、発熱がある人はできません。また、歯石除去や出血を伴う歯科治療を行った人は、治療後3日間は献血を行うことができません。一定期間内に予防接種を受けた人も、献血をすることができません。予防接種の種類によって献血ができる期間は異なりますので、詳しくは日本赤十字社のホームページでご確認ください。

## オンラインマラソン

コロナ禍で、様々なイベントやスポーツ大会が中止を余儀なくされる中、オンラインマラソンが注目されています。

オンラインマラソンは、参加者がGPS計測できるスマートフォンのアプリやランニングウォッチを使って走行距離とタイムを計り、データを大会主催者に送って順位を決める仕組みです。昨年3月の「名古屋ウィメンズマラソン」が、コロナの影響でエリート選手のみで行われることになり、参加中止となった一般ランナーを救済する目的で実施されたオンライン形式が、他のマラソン大会でも取り入れられるようになりました。

オンラインマラソンでも運営方法は様々で、走行距離は指定されるものの、どこを走るかは参加者が決められるものが多いですが、中には走る場所が指定されているものもあるようです。

スポーツ大会の新しい在り方として定着するか、注目されます。

## ゼブラ企業

創業一〇年以内で評価額が  
と呼ぶようですが、ゼブラ企業（ゼ  
ブラ）にたとえて、ゼブラ企業（ゼ  
ブラ）から、白黒模様のシマウマ（ゼ  
ブラ）といふ二つの相反すること  
を追求する企業を、ゼブラ企業とい  
います。「企業の利益」と「社会の形  
成に寄与すること」を重視し、持続可  
能な範囲での成長を追求する企業を、  
ゼブラ企業といいます。

一〇億ドル以上の非上場会社を  
ユニコーン企業といいます。ユニ  
コーン企業は事業拡大のため  
に資金調達を行い、市場での競  
争に勝ち抜くことや株主の利益  
が優先されます。そのため、社  
会的な役割や倫理面が無視され  
るケースもあります。そのようなユニ  
コーン企業が増えたことから、それ  
に対する企業として、ゼブラ企業に注  
目が集まっています。

# 経営に役立つ

## 「現代経済学」

一般的に企業の経営者やサラリーマンには、経済学は抽象的で、あまり実践的ではないよう

に思われています。実際、五〇代以上が手にとつていた経済学の本からもそのように思われるかもしれません。仕方がなかつたと言える面があります。例えば、当時の経済学では、経済政策・財政政策・金融政策（いずれもマクロ経済学）といつた国の政策に関する内容が主なものでした。

そのため、政府や金融機関の関係者にとっては関わりがありましたが、一般的の企業経営者やサラリーマンは、そのような政策を受け取るだけでした。もちろん、政府の政策やその影響を予測することは有効なものではあるものの、自分が能動的に考え

るものではありませんでした。他方のミクロ経済学ですが、従来から「完全競争」が前提理論となつていて、経済学は完全競争を維持するため効率性を引き下げる独占・寡占を規制する（規制当局は公正取引委員会）ものが内容でした。

◇ 完全競争とは  
市場に多数の生産者と消費者がいるため、個々の生産者や消費者が生産や消費を変えて、市場で成立している価格には影響がないような状態のことです。



まず、現代経済学が持つ拡がりを理解するにあたり、経済学の書籍を読まれたことのある人は、お分かりかと思いますが、前提となる「ミクロ」と「マクロ」の言葉を説明します。

経済は、複雑なシステムとなっていきます。経済学は、このシステムを理解・説明し、その動向を予測しようとする学問です。ここでは単純に、システムとはそれを構成する諸要素（企業、個人等）と、それら諸要素同士のダイナミックな相互関係という二つから成り立つていて、どうぞ下さい。

つまり、経済学は消費を選択する個人や生産量を調整する企業（「経済主体」）が、市場を通じて売り買いを行うなど、経済主体間の相互関係を通じて経済システム全体の状態が決定されると考えます。さて、経済システムの状態を把握したり、予想するに当たつ

し、四〇年程前から経済学（現代経済学）は大きく変わっています。

### 一 ミクロとマクロ

一つは、システムの構成要素（個人、企業等）からシステム全体へという方向への捉え方です。まず各経済主体の行動を分析しておき、それを基に経済全体の動きが分かるというのが「ミクロ経済学」の説明となります。

もう一つは、経済システムが示した結果の集計量について、それら結果の関係をモデル化しようとするとする戦略で理解するのが「マクロ経済学」です。集計量の例としては、GDP（国内総生産）、失業率、物価水準等です。たとえば失業率は、ある特定の人が失業しているかどうかに関するものではなく失業者全体を集計します。このように景気の良し悪しといった国の経済状況はマクロ経済学で扱います。

### 二 現代経済学の展開

二〇世紀後半以降の経済学の展開を大まかに示したのが、次頁団（瀧澤弘和中央大学教授作成）のようになります。全体からみると、経済学が現実の多様な問題を解決しようとしてきた

ことを表しています。

また、二〇世紀のところで横線が引いてありますが、大掴みで言うなら、二〇世紀の経済学の主流は新古典派経済学で、これが今日のミクロ経済学の基になっています。

そして、対抗するかたちで一九三〇年代の大不況（世界恐慌、日本では「大学は出たけれど」といわれる時代）の中、ケインズ経済学が出現し（アメリカのニューディール政策の理論的主柱となる）、今日のマクロ経済学となりました。日本経済の不況対策（財政政策、金融政策等）は、ケインズ理論を基に対策が練られていると感じますが、今日ではさらに、マクロ経済学はミクロ経済学的手法を取り入れ変化しつつあります。

三 企業行動に対する現代経済学のアプローチ

企業経営者の中には、今後の経営は「経済学」と「心理学」の基礎的知識が欠かせないと考える人がいます。一例を挙げてみます。

日本には大小様々な企業があり、その内部には経理、営業などどの部門があります。また製造

業の企業で複数の工場を抱えるところもあります。

このような企業を伝統的なミクロ経済学は、企業の内部を見ずの一企業として扱います。

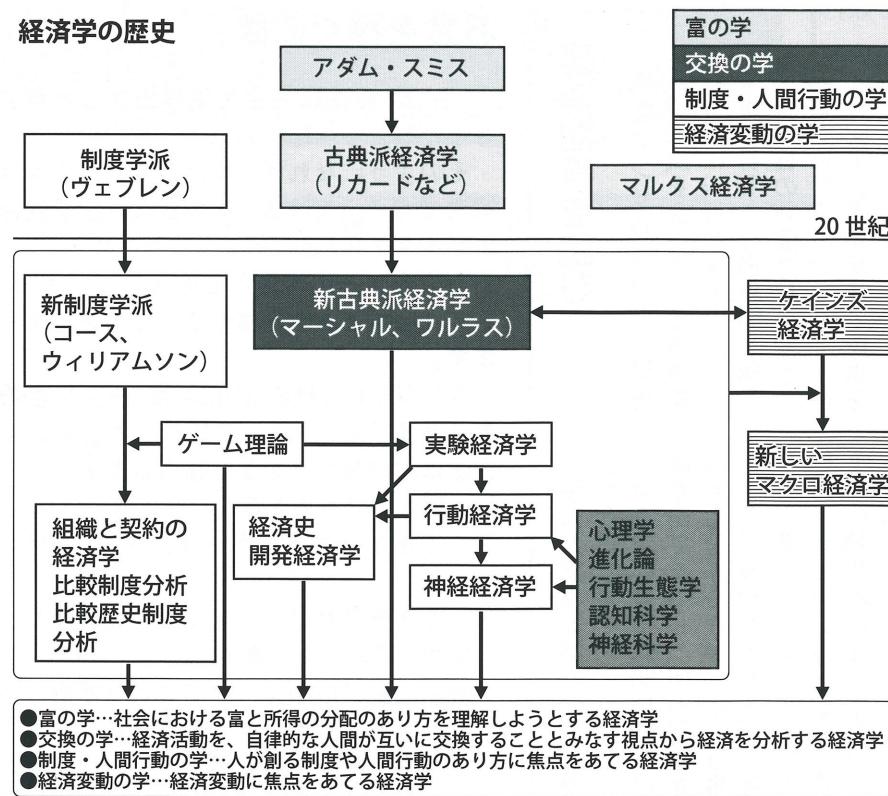
例えば、大手家電メーカーは工場Aで作った部品を工場Bで使うとき、工場Aは工場Bに市場価格で売っているのではなく、会社独自の決定の下に行っています。つまり、価格メカニズム外の力で動いています。こうした組織内部の活動を分析することは、経営学の範疇で行いました。

つまり、このような（工場Aで製造の部品等）もの等は価格がついて取引されている（市場で決められている）と思われていますが、市場メカニズムとは異なる方法であると現代経済学は疑問視します。さらに、「取引コスト」が低いものは市場で行われ、また企業内部で行つた方が取引コストが低いような資源配分は、企業内部で行われると暫定的な答え

を出します。

「取引コスト」とはいったい何なのか、資源配分のどの部分が一企業の内部で行われるのか等

は、現代経済学が解明しようとしているのです。



## 商売の継続を考える

**問** 父（先年に亡くなっています）が創業し、私は2代目社長です。

業界は景気低迷気味で父の生前の頃から少しづつ、その影響は出ていました。私の代になってもその傾向は変わらず、何とか黒字を保ってきましたが、最近は赤字決算になっています。コロナの影響もありこのままでは経営は後退するだけなので現在、商売を継続するか廃業するか迷っています。対応についてご教示下さい。

**答** コロナ禍で、御社のような問題が一気に浮上してきました。ご質問のテーマは重要かつ難問で、安直に回答は述べられませんが、考え方を少し説明します。

まず第一に、企業経営を今後どのような方針で運営していくかはもちろんですが、業界全体等に関する問題も考慮に入れた上で、最終的には個々の企業の事情により判断していくことになります。

経営コンサルタント・M氏  
は経済知識を身につける方法を  
次のように伝授します。  
まず、日刊の経済新聞を購入  
し、その日の新聞で目に留まつた記事を三つ選ぶ。そして、選んだ各記事に赤鉛筆等で棒線を引くこと。  
これを三ヶ月間続けると、経済関係の記事に相当慣れると言います。さらに知人や同業者等

経済記事を読む

と読んだ記事を話し合うと効果的だと話します。  
今まで、経済新聞は難しい用語が出てくるし、何の記事を選ぶかも分からず、という事もあつたかも知れませんが、身構える必要はありません。どんな記事を選んでも構いませんし、まずは行動を起こしてみましょう。  
なお、用語が気になる場合は、書店に行けば「経済用語辞典」といった本がありますので、手元に置くと便利です。

したがって、経営責任者である社長が進路に迷いがあるのであれば、ここは専門家に相談、指導等を受けてみてはいかがでしょう。

例えば、総合的に経営診断を行うため、顧問の会計事務所等に相談することも一つの方法であると考えます。

第二として、商売の継続又は廃業について自己判断を行うのであれば、次の2つについて分析して方向性を決定します。

・外部要因…御社が属する業界の現状が、自助努力ではほとんど作用しない場合（例えば、人口動向、生活環境等）は、御社のみならず各企業にマイナス面が多いということですが、プラス面がないかも少し考えてみます。

・内部要因…これは、自社の工夫・努力で良い方向に持ていけるものです。上述の外部要因との関連性で検討します。ただし、自社の努力ではたして好転するか否かを厳しく見る必要があります。

## お金を稼ぐには

もし、自由にお金を生み出しができるとしたら…。

そのようになれば、経営の問題の大半は解決できそうですが、「本当にお金を生み出せるスキル」とは何でしょうか？

お金を生み出すことを追及していくと、答えは自ずとお金を稼ぐことにつき当たります。

クレジット会社の「VISAカード」の創設者であるディー・ホック氏は、お金を稼ぐ方法は次の3つであると説明します。

- ① 誰かのニーズを満たしたとき
- ② できないことを代わりにやってあげたとき
- ③ できるけれどやりたくない人の代わりにやってあげたとき

経済活動の取引は、全てこの3要素のいずれかで成立している、と言っています。

これらの要素を考えますと、お金を手に入れるとは他人への「感謝の対価」、「問題解決の対価」になるのかも知れません。